

地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの論点（総論）

－案－

I. 評価に当たっての論点

①自然体ケースの将来の排出量

- 自然体ケースでの将来(2010年)の排出量の見通しはどの程度か。
(現時点での経済成長率、人口、世帯数等の各種社会経済フレームのもと、現状から自然体ケースでの2010年の排出量を予測。)

②個別の対策・施策の評価に基づく今後の排出削減量の見込み

- 大綱の「現行対策」「追加対策」(以下「対策」という。)の現時点での導入量及びそれに対応した排出削減量はどの程度か。現時点での「施策」の実施状況はどうなっているか。
- 2010年までの対策・施策の導入量の見通しはどの程度か。
- 2010年における排出削減量の見込みはどの程度か。
(現時点での対策・施策の実施状況や排出削減量と、2010年までの対策・施策の導入量の見通し等を勘案)。

③2010年における6%削減約束の達成見通し

- 現在の大綱の対策・施策をこのまま推進することにより、6%削減約束を達成することができるか。
(上記①の自然体ケースでの将来の排出量の見通しと、上記②の個別の対策・施策の評価に基づく排出削減量の見込みを勘案)。
- 6%削減約束を達成できない場合には、追加的にどの程度の排出削減量が必要となるのか。

④要因分析

- 対策や目標の評価に当たっては、対策の実施主体の取組による効果（内部要因）と、対策の実施主体の取組の成果ではない影響（外部要因）を区分して評価する必要があるのではないか。

* 外部要因

- ①電力の消費主体にとっての電力のCO₂排出係数の変動
- ②天候変化、経済的状況変化など

⑤確実性・担保性

- 6%削減約束の確実な達成を確保するため、
 - －対策の「排出削減見込み量」「導入目標量」の評価や、
 - －施策の評価

に当たっては、排出削減量や導入量を過大に見積もらないための方法として、どのような方法が適切か。

- 対策の実行による2010年の「排出削減見込み量」「導入目標量」の確実性・担保性の評価に当たって、どのようなメルクマールが考えられるか。

(イメージ)

- ・技術的に実現可能な内容か（確立された技術、製品の存在）
- ・社会的に実行可能な内容か（心理的バリアー・慣習）
- ・経済的・コスト的に実現可能な内容か
- ・政策手段としての施策が実現可能な内容か（規制、補助、税制等）
- ・補助・税制等については導入目標量に見合った財源の確保が確実か
- ・普及率などからみて実現可能な量か

II. 見直しに当たっての論点

(削減量が不足しない場合)

- 着実な対策実施を確保するための仕組み（モニタリング等）を強化する必要があるのではないか

(排出削減量が不足する場合)

①区分・部門ごとの削減の目標等

- 今後 2010 年に向けて追加的な排出削減量が必要とされた場合、どの区分・部門でどれだけ追加的な排出削減を行うのかを決定する必要がある。

現大綱は区分・部門ごとに目標が定められているが、ある区分・部門で排出削減量が不足した場合に、その区分・部門内でさらに追加的な対策を実施することによいか。

- 現在の大綱の目標に加え、これを補う指標として、主体ごとの指標を設定する必要があるのではないか。

②排出削減量に応じた対策の検討

- 評価の結果、ある対策の「導入目標量」「排出削減見込み量」が大綱上の規定量に足らない場合には、まず、大綱に規定された量を確保するために追加的な施策を講ずるべきではないか。

- 追加的施策を講じても「導入目標量」「排出削減見込み量」が確保できない場合は、現大綱の前提条件が不適切であった可能性もあり、当該対策の「導入目標量」「排出削減見込み量」を修正する必要があるのではないか。

- 評価の結果、6%削減約束を達成できない場合には、必要となる排出削減量を確保できるまで、
 - ① ある対策の「導入目標量」「排出削減見込み量」が大綱に規定された量を満たした場合であっても、さらに上積みが可能なときは、「導入目標量」「排出見込み量」の拡大と、それを実現するための施策を検討するべきではないか。
 - ② あるいは、大綱上規定されていない新しい追加的な対策とそれを実現するための施策を検討するべきではないか。
- ①や②の検討に当たっては、対策導入の容易さ、費用効果の高さ、対策の確実性・即効性などを考慮する必要があるのではないか。

③確実性・担保性

- 6%削減約束の確実な達成を確保するため、追加的な「対策」や「施策」の導入に当たっては、削減量・導入量を過大に見積もらないようにする必要があるが、どのようなやり方が適切か。
- 「追加対策」の導入の検討に当たっては、対策の評価と同様に、どのようなメルクマールが考えられるか。

(イメージ)

- 技術的に実現可能な内容か（確立された技術、製品の存在）
- 社会的に実行可能な内容か（心理的バリアー・慣習）
- 経済的・コスト的に実現可能な内容か
- 政策手段としての施策が実現可能な内容か（規制、補助、税制等）
- 補助・税制等については導入目標量に見合った財源の確保が確実か
- 普及率などからみて実現可能な量か

III. その他

①透明性について

- 大綱の評価・見直しのプロセスにおいては、国民にも進捗状況が把握されやすいよう、計算式等の数値の根拠を公表するなど、透明性・再現性が高く、検証のしやすいものとすべきでないか。

②長期的な検討との整合

- 地球温暖化問題の解決は、京都議定書の削減約束期間を超えて、長期的な対応を必要とする。脱温暖化社会の実現に向けて、社会経済システムの変更や、ストック対策技術の普及、新規技術の開発・実用化・普及等の長期的な技術政策のビジョンと整合を図りつつ、大綱の対策・施策についても検討を行うべきではないか。